

## 第5回 独立行政法人国立印刷局契約監視委員会（審議概要）

開催日及び場所	平成22年11月8日（月） 国立印刷局本局特別会議室
委員	委員長 小林 芳郎（今川橋法律事務所弁護士） 委員 栗田 誠（千葉大学大学院専門法務研究科教授） 委員 黒川 行治（慶應義塾大学商学部教授） 委員 榎本 隆英（独立行政法人国立印刷局監事） 委員 高橋 静雄（独立行政法人国立印刷局監事）
審議対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年12月1日以降の契約計画案件であって平成21年度末までに契約締結が予定されていた調達案件のうち、前回競争性のない随意契約であった案件、前回一者応札・一者応募であった案件及び新規調達案件の合計260件についての契約締結状況の報告</li> <li>・報告案件のうち、これまでの契約監視委員会において審議されていない調達案件であって、競争性のない随意契約を締結した契約及び一者応札・一者応募となった契約42件の契約についての個別審議</li> </ul>

議 事	内 容	
平成21年度の契約の適正化の推進に関する取組状況等の報告	平成21年度の国立印刷局における契約の適正化の推進に関する取組状況等について報告した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年度契約実績</li> <li>・本年5月策定・公表の「随意契約等見直し計画」</li> <li>・国会委員会会議録の予定価格の算定に係る会計検査院指摘に基づき改善の処置を講じた事項について</li> </ul>	
平成21年度契約締結状況の報告	対象契約260件について、契約締結状況を報告した。	
審議方法	審議対象契約の件数が多いことから、効率的な実施が必要なため、以下の方法で審議を行うこととした。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 審議する個別契約案件を委員が選定する。</li> <li>2 選定された個別契約案件を委員会場で審議する。</li> <li>3 選定された個別契約案件以外の契約については、国立印刷局常勤の委員が個別契約案件の審議内容を踏まえ点検する。</li> <li>4 点検結果を持ち回り、各委員が審議し、委員長が決定する。</li> </ol>	
個別契約案件審議	6件	選定された6件について、審議を行った。
前回競争性のない随意契約のうち今回競争性のない随意契約	2件	「券面検査装置に関する技術調査（2）」（役務）
		「銀行券印刷機」（機械の製造）
前回一者応札・一者応募の契約のうち今回一者応札・一者応募の契約	2件	「ナフトールルビンF6B」（物品の購入）
		「官報システム運用支援作業」（役務）
新規案件のうち今回競争性のない随意契約	1件	「特殊金属加工機」（機械の製造）
新規案件のうち今回一者応札・一者応募の契約	1件	「独立行政法人国立印刷局王子工場で使用するガス」（物品の購入）
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	

審議の結論	指摘事項なし
国立印刷局常勤の委員による点検及び持ち回り審議	<p>委員会で個別に審議した案件以外の案件について、審議内容を踏まえて点検し、その結果を持ち回り、各委員が審議をした。</p> <p>[持ち回り審議の結果]</p> <p>点検の結果について、相当であることが報告され、委員長により決定された。(平成22年11月25日)</p>
民間企業の購買・調達部門の経験者の意見活用について	<p>総務省からの依頼に基づき、財務省から要請のあった民間企業の購買・調達部門の経験者の意見活用については、民間企業の経験者からコスト削減に係る意見を聴取し、その内容を契約監視委員会において報告することとし、企業の選定や具体的な方法については、事務局で検討を行い、次回の委員会で報告することとされた。</p>
その他必要事項に係る確認	<p>第6回契約監視委員会の開催を平成22年12月15日(水)とした。</p>

意見・質問	回答
<p>◇平成21年度契約締結状況の報告</p> <p>前回一者応札が今回二者以上応札になったということの改善の有力な要因は何か。</p>	<p>推察になるが、入札参加申し込み期間を原則として営業日で10日以上確保することで競争参加資格を持っていない者でもその間に資格を取って入札に参加できるようになったこと、予定価格に対応する等級の原則として上位1級下位1級の者について拡大して参加できるようにしたこと、対象となる業者が増えたこと、今まで実績等を課していたものについて必要のないものは外したことなど、「随意契約等見直し計画」に記載の具体的取組が改善の要因になったと思われる。</p>
<p>◇個別契約案件審議1 「券面検査装置に関する技術調査(2)」</p> <p>券面検査装置の導入は、目視による人的な検査の代替となるものか。</p>	<p>目視による人的な検査に検査装置による検査機能を併用し補っているが、検査装置の高度化を図ることにより目視による人的な検査も多少は減少するものと考えられる。</p>
<p>◇個別契約案件審議2 「銀行券印刷機」</p> <p>新規設置なのか、それとも従来の機械を改造したものなのか。</p> <p>世界的市場で見ると、他にも銀行券印刷機を製造している会社がある中で、この会社と随意契約をした理由と特許権の内容を確認したい。</p> <p>随意契約によらざるを得ない場合でも、コスト低減努力を行う必要があるが、国立印刷局ではどのように取り組んでいるか。</p>	<p>従来の機械を新バージョンとして開発し、設置するものである。</p> <p>外国にも銀行券印刷機の製造会社はあるが、印刷方式が基本的に異なるため、国立印刷局が希望する印刷方式は当該特許を保有する契約相手方以外では対応できない。その特許権の内容は、銀行券を長期間安定的に印刷するために必要となる改善要素等である。また、同社とはこれまで秘密保持誓約書を取り交わして、特許として公開していないノウハウ的なものを共同開発してきた経緯があり、これらの理由から随意契約を行ったものである。</p> <p>予定価格積算において、相手方から下見積りを徴し、担当部門において項目・数量・単価について精査し、どこまで値引き可能か確認した上で作成している。契約時においても、正式な見積書の提出を受ける際にさらに値引交渉を行っている。</p>

<p>◇個別契約案件審議 3 「ナフトールルビン F 6 B」</p> <p>価格をいかに妥当な線まで引き下げるかということと、市場に委ねるために競争者を創出することが一者応札契約の課題と考えるが、本契約については、同等品の使用可否の確認実験で合格した会社があるので、次回以降は二者以上になるということか。</p>	<p>本契約については、次回入札からは複数社になると考えている。</p> <p>平成19年の「随意契約見直し計画」の実施以降に随意契約から一般競争入札に移行した契約で一者応札となっているものが多いが、競争性を高めるために他社製品の確認実験に積極的に取り組んでおり、今後は二者以上の応札となるものが増えていくものと考えている。</p>
<p>◇個別契約案件審議 4 「官報システム運用支援作業」</p> <p>システムの運用支援に関する契約については、システムの構築を行った会社との契約になる可能性が高いと考えられるので、分割して契約しても競争性が低く、システムの構築と運用支援を一体化した契約の方が有利に調達できると思われるかどうか。一体として契約した方が安く調達できる場合と、分離調達により競争性を高める方が良い場合があると考えられるので、一律ではなく、システムのレベルに応じて、一番良いやり方を取るという考え方も参考にして欲しい。</p>	<p>システムについては、従来から分離調達を基本としているため、システム構築とその後の運用支援は別契約としている。機器の調達については保守とセットで契約する場合もある。国立印刷局では、システム構築を行った会社と別の会社が運用支援作業を行っているケースが2件あり、必ずしも競争性がないとは言い切れないと考えている。</p>
<p>◇個別契約案件審議 5 「特殊金属加工機」</p>	<p>※ 当該質疑応答の内容が偽造防止技術の根幹に係る秘密事項に該当することから、審議概要については非公表の取扱いとされた。</p>
<p>◇個別契約案件審議 6 「独立行政法人国立印刷局王子工場で使用するガス」</p> <p>契約相手方以外で対応可能なところがあるか。</p> <p>一者応札となったと考えられる理由は何か。</p>	<p>ガス事業法に基づく届出を行っている複数社が対応可能と考えられる。</p> <p>契約相手方以外は、契約相手方が所有する配管等を利用する必要がある、更に一定の設備投資が必要になると聞いており、入札に参加しなかったものと推測される。</p>